

# 入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局牛田浄水場で使用する電気

公 告 日 令和2年12月17日  
(広島市報調達号外614号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

## 項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 競争入札参加資格申請書の提出
- 6 競争入札参加資格の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 平成31年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙2 令和2年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙3 使用予定電力量及び実績
- 別紙4 日別・時間別使用電力量の実績

- 別添 競争入札参加資格確認申請書
  - 入札参加資格の確認に係る納税証明書について
  - 入札書（指定様式）
  - 入札附属書
  - 委任状
  - 仕様書等に関する質問書（指定様式）
  - 入札書等の提出について

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局牛田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 5,060,196 kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局牛田浄水場

広島市東区牛田新町一丁目8番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

#### ア 申請期間

入札公告の日から令和3年1月13日（水）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

#### イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

#### ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

#### エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

### 5 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ(<http://www.water.city.hiroshima.jp/>)のトップページ右上の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」→「入札公告・入札結果」の「令和3年度案件」（以下、同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和3年1月20日（水）までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和3年1月29日（金）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和3年1月13日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

## 9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和3年1月29日（金）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和3年1月29日（金）の午後5時までに必着させること。

### (3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。

ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1年間の予定総額）の積

算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

**なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。**

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法、複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。
- 3 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

#### (4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和3年2月1日開札（広島市水道局牛田浄水場

で使用する電気)の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2(契約担当部局)に入札書の提出期限(前記2))までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

(別添「入札書等の提出について」参照)

イ 入札書及び入札附属書を郵便(配達証明付書留郵便に限る。)により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号(名称)を記載し、「令和3年2月1日開札(広島市水道局牛田浄水場で使用する電気)の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和3年2月1日開札(広島市水道局牛田浄水場で使用する電気)の入札書在中」と朱書し、親展により前記2(契約担当部局)あて入札書の提出期限(前記9(2))までに必着させなければならない。(別添「入札書等の提出について」参照)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札(開札)日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

#### (5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札(ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。)

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

#### (6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もつた1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和3年2月1日開札 午前10時00分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。
- オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

### (3) 落札者の決定方法

- ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。
- ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

## 11 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

### (3) 契約手続における交渉の有無

無

### (4) 契約書の作成等

- ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

# 契 約 書 ( 案 )

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局牛田浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局牛田浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単価（常時）	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
基本料金 単価（予備）	〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和3年2月〇〇日から令和4年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に

1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。
- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 4 再生可能エネルギー促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
- (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
- (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金（各年度の支払予定額のうち最も高い額）の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めるとき。
- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
  - イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
  - ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
  - エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
  - オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。  
(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とは協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 友広 整二

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表者 職名 氏名

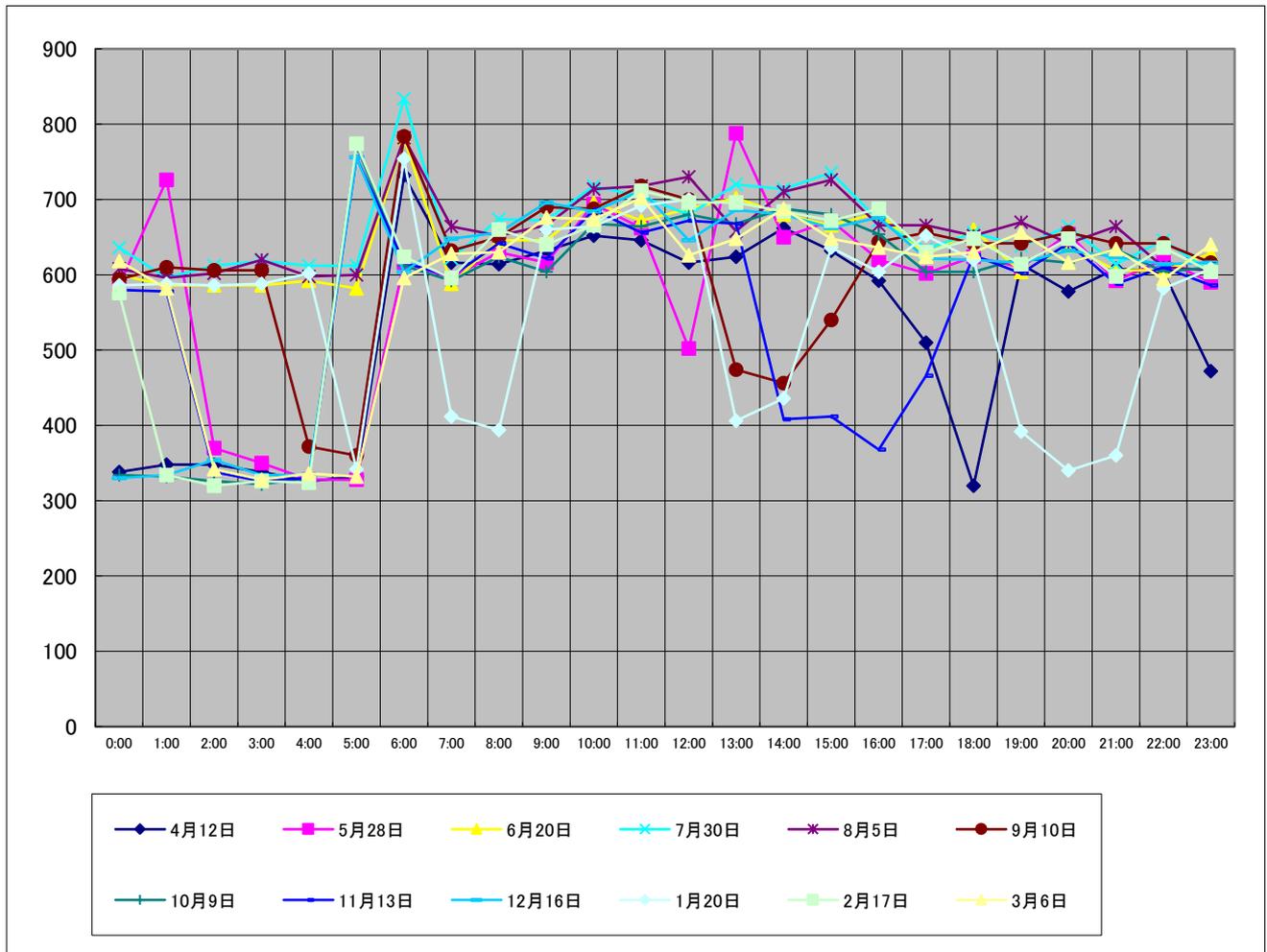
印

## 仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市東区牛田新町一丁目8番1号 広島市水道局牛田浄水場
受 電 設 備	牛田浄水場変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	20,000V (受電電圧22,000V)
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	2回線受電 (常時回線及び予備回線)
契 約 電 力	1,100kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	5,060,196kWh/年
使 用 期 間	令和3年4月1日 0:00 ~ 令和4年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー:富士電機メーター株式会社 型 式:FP3E14-R (パルス2,000pulse/kWh)
需 給 地 点	場内に設置した変電所の20kV配電線引込口の壁抜き用ブッシングの電源側端子 (壁抜き用ブッシングの所有は中国電力ネットワーク株式会社)
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局牛田浄水場への電力供給が停止した場合には、他の小売電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。</li> <li>・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。</li> <li>・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。</li> </ul>

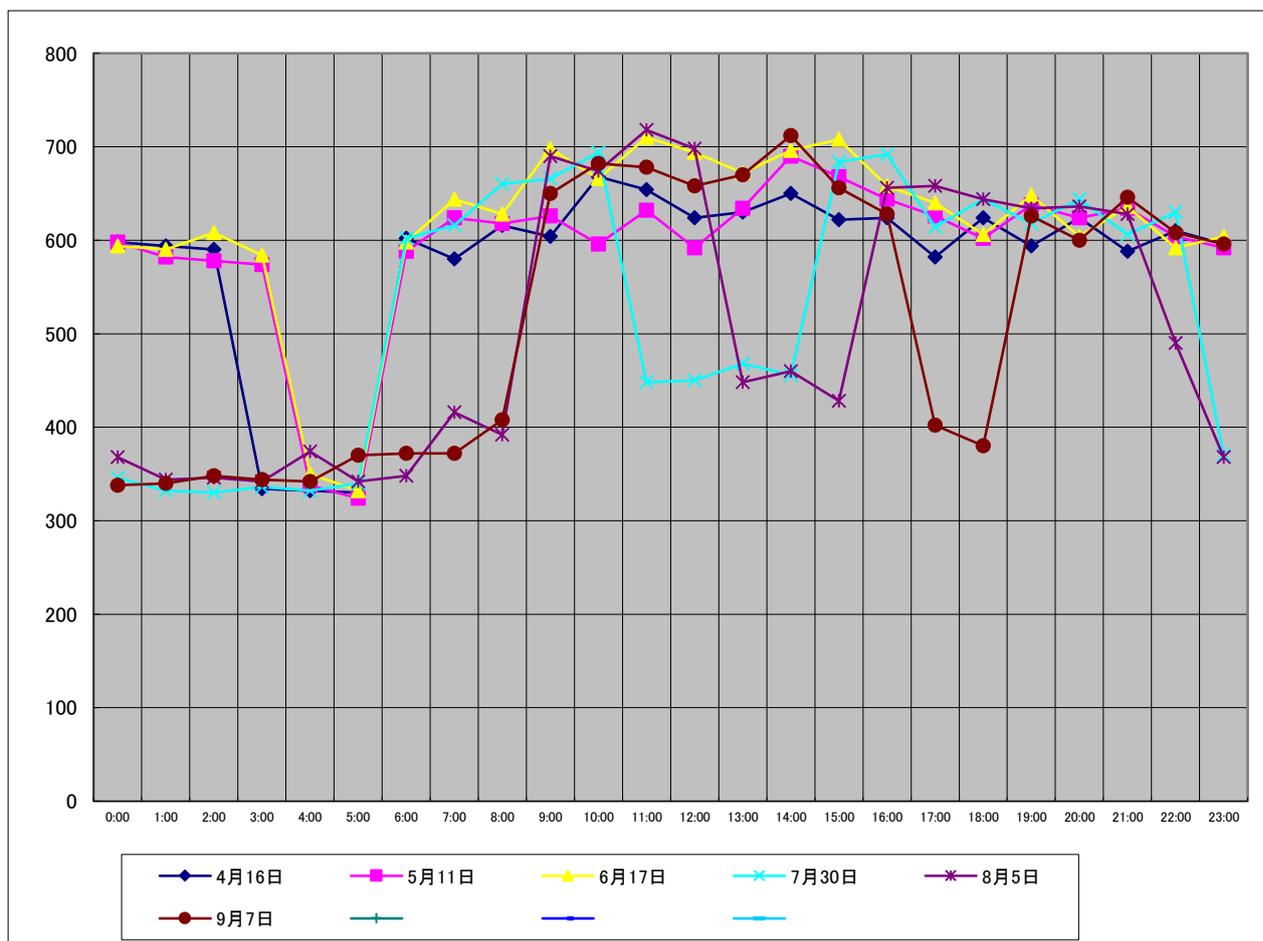
平成31年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月12日	5月28日	6月20日	7月30日	8月5日	9月10日	10月9日	11月13日	12月16日	1月20日	2月17日	3月6日
0:00	338	586	600	636	608	594	334	580	330	586	576	618
1:00	348	726	586	596	596	610	332	578	334	588	334	582
2:00	348	370	586	612	602	606	326	338	354	586	320	342
3:00	338	350	586	618	620	606	322	326	334	588	326	328
4:00	326	328	592	612	598	372	330	330	334	602	324	336
5:00	332	328	582	612	600	360	772	756	756	342	774	332
6:00	732	616	782	834	782	784	612	616	604	754	624	596
7:00	616	596	588	622	664	632	592	598	648	412	596	628
8:00	614	630	646	674	652	650	624	642	656	394	660	630
9:00	632	616	646	672	666	690	604	622	696	660	640	676
10:00	652	694	696	718	714	688	668	686	684	664	666	674
11:00	646	662	672	704	718	718	664	656	712	692	712	702
12:00	616	502	688	680	730	700	680	672	646	700	696	626
13:00	624	788	702	720	658	474	668	668	686	406	696	648
14:00	662	650	680	714	710	456	688	408	680	436	684	688
15:00	632	672	666	736	726	540	680	412	662	636	672	648
16:00	592	620	682	672	666	644	654	368	676	604	688	636
17:00	510	602	626	634	666	656	604	466	622	652	630	624
18:00	320	624	660	656	652	642	604	626	620	620	648	630
19:00	614	610	604	638	670	642	622	602	616	392	614	656
20:00	578	654	638	664	642	656	616	642	632	340	648	616
21:00	608	592	606	614	664	642	634	588	624	360	598	634
22:00	604	620	606	646	610	642	604	610	614	582	636	594
23:00	472	590	628	604	606	616	610	586	616	608	604	640
合計	12,754	14,026	15,348	15,888	15,820	14,620	13,844	13,376	14,136	13,204	14,366	14,084



令和2年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月16日	5月11日	6月17日	7月30日	8月5日	9月7日						
0:00	598	598	594	346	368	338						
1:00	594	582	590	332	344	340						
2:00	590	578	608	330	346	348						
3:00	334	574	584	336	342	344						
4:00	332	338	350	332	374	342						
5:00	330	324	332	340	342	370						
6:00	602	588	598	602	348	372						
7:00	580	624	644	616	416	372						
8:00	616	618	628	660	392	408						
9:00	604	626	698	666	690	650						
10:00	668	596	666	694	674	682						
11:00	654	632	710	448	718	678						
12:00	624	592	694	450	698	658						
13:00	630	634	672	468	448	670						
14:00	650	690	696	456	460	712						
15:00	622	668	708	684	428	656						
16:00	624	644	658	692	656	628						
17:00	582	626	640	614	658	402						
18:00	624	602	606	644	644	380						
19:00	594	638	648	618	634	626						
20:00	624	624	604	644	636	600						
21:00	588	634	636	606	628	646						
22:00	610	604	592	630	490	608						
23:00	596	592	604	370	368	596						
合計	13,870	14,226	14,760	12,578	12,102	12,426	0	0	0	0	0	0



# 使用予定電力量及び実績

## 1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和3年度	使用量見込 (kWh)	時間帯別累計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	411,899	16,290	15,350	13,940	11,450	10,500	10,740	17,440	18,580	18,960	19,600	19,720	19,939	19,000	18,350	17,570	17,460	17,670	18,090	18,440	18,870	18,580	18,910	18,330	18,120
5月	425,057	16,820	15,840	14,380	11,810	10,830	11,090	17,990	19,180	19,570	20,220	20,350	20,577	19,610	18,940	18,130	18,020	18,230	18,660	19,030	19,480	19,180	19,510	18,910	18,700
6月	422,022	16,700	15,720	14,280	11,730	10,750	11,010	17,860	19,040	19,430	20,080	20,210	20,402	19,470	18,810	18,000	17,890	18,100	18,530	18,900	19,340	19,040	19,380	18,780	18,570
7月	449,849	13,920	13,540	13,500	13,440	13,570	13,560	16,390	19,270	21,660	22,670	23,880	23,419	21,190	19,130	17,820	17,770	18,710	18,680	20,940	22,390	23,900	23,370	20,500	16,630
8月	439,226	13,590	13,220	13,180	13,120	13,250	13,240	16,000	18,820	21,150	22,140	23,310	22,866	20,690	18,680	17,400	17,350	18,270	18,240	20,450	21,860	23,340	22,810	20,010	16,240
9月	411,899	12,750	12,400	12,360	12,300	12,430	12,410	15,010	17,650	19,830	20,760	21,860	21,449	19,400	17,510	16,320	16,270	17,130	17,110	19,170	20,500	21,890	21,390	18,770	15,230
10月	423,034	16,740	15,760	14,320	11,760	10,780	11,030	17,910	19,090	19,470	20,130	20,250	20,474	19,510	18,850	18,050	17,930	18,140	18,580	18,940	19,380	19,090	19,420	18,820	18,610
11月	412,407	16,310	15,370	13,960	11,460	10,510	10,760	17,460	18,610	18,980	19,620	19,750	19,937	19,020	18,380	17,590	17,480	17,690	18,110	18,470	18,900	18,610	18,930	18,350	18,150
12月	430,622	17,040	16,040	14,570	11,970	10,970	11,230	18,230	19,430	19,820	20,490	20,620	20,842	19,860	19,190	18,370	18,250	18,470	18,910	19,280	19,730	19,430	19,770	19,160	18,950
1月	419,491	16,600	15,630	14,200	11,660	10,690	10,940	17,760	18,930	19,310	19,960	20,090	20,281	19,350	18,690	17,900	17,780	17,990	18,420	18,780	19,220	18,930	19,260	18,660	18,460
2月	392,165	15,510	14,610	13,270	10,900	9,990	10,230	16,600	17,690	18,050	18,660	18,780	18,995	18,090	17,470	16,730	16,620	16,820	17,220	17,560	17,970	17,690	18,000	17,450	17,260
3月	422,525	16,720	15,740	14,300	11,740	10,770	11,020	17,890	19,060	19,450	20,100	20,230	20,455	19,490	18,830	18,020	17,910	18,120	18,550	18,920	19,360	19,060	19,400	18,800	18,590
合計	5,060,196	188,990	179,220	166,260	143,340	135,040	137,260	206,540	225,350	235,680	244,430	249,050	249,636	234,680	222,830	211,900	210,730	215,340	219,100	228,880	237,000	238,740	240,150	226,540	213,510

## 2 使用電力量及び最大需要量の実績

平成31年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	336,038	848
5月分	389,534	1,076
6月分	430,426	1,054
7月分	472,752	954
8月分	431,972	842
9月分	393,510	828
10月分	373,016	842
11月分	336,120	980
12月分	375,708	972
1月分	376,198	828
2月分	381,622	812
3月分	405,642	726
合計	4,702,538	

令和2年度

使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
386,494	716
397,422	726
408,780	750
349,192	742
336,848	768
295,668	860
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
2,174,404	

日別・時間別使用電力量の実績

別紙4

(単位：kWh)

令和2年7月

7月分	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)	18日(土)	19日(日)	20日(月)	21日(火)	22日(水)	23日(木)	24日(金)	25日(土)	26日(日)	27日(月)	28日(火)	29日(水)	30日(木)	31日(金)	総合計
00:00~01:00	470	368	336	334	342	340	326	334	340	338	364	340	338	344	362	356	352	360	342	340	358	352	330	332	334	344	340	352	354	346	338	10,806
01:00~02:00	334	338	334	328	344	334	362	354	334	338	352	344	332	328	328	342	340	350	336	350	348	354	338	328	332	330	332	356	330	332	330	10,512
02:00~03:00	328	336	332	328	344	366	326	328	338	344	338	344	330	362	324	326	340	340	338	338	354	346	334	330	354	352	328	336	330	330	332	10,476
03:00~04:00	330	336	334	328	332	338	332	330	350	366	336	336	332	332	340	332	340	344	344	340	344	342	334	330	336	336	326	334	332	336	330	10,432
04:00~05:00	342	338	340	334	352	342	334	340	334	336	336	342	330	338	324	336	344	338	344	338	360	356	342	360	330	336	354	336	334	332	334	10,536
05:00~06:00	350	330	336	340	330	338	334	336	340	336	332	352	330	332	334	334	384	340	334	342	356	344	350	328	336	330	332	338	354	340	332	10,524
06:00~07:00	586	610	608	344	326	340	362	604	598	448	346	340	358	348	344	374	598	344	362	376	374	370	358	332	334	336	332	360	344	602	362	12,720
07:00~08:00	632	616	620	324	338	386	362	644	616	646	344	342	346	402	358	464	630	350	338	596	624	496	334	594	376	340	628	396	608	616	594	14,960
08:00~09:00	622	644	658	364	360	606	508	664	674	640	352	372	612	362	354	636	628	596	368	662	670	652	368	514	344	356	640	614	644	660	668	16,812
09:00~10:00	666	634	656	332	582	698	680	694	666	594	368	348	682	412	622	610	694	630	360	660	650	682	348	356	356	338	624	682	662	666	648	17,600
10:00~11:00	668	682	676	600	636	650	658	678	672	406	346	370	660	424	618	628	676	614	380	702	652	688	586	388	626	386	688	670	718	694	694	18,534
11:00~12:00	674	680	554	616	588	680	436	710	704	400	380	364	702	424	638	650	698	660	378	708	688	724	618	344	620	592	430	720	680	448	664	18,172
12:00~13:00	680	616	388	598	620	656	428	440	436	426	338	350	646	428	640	644	450	378	362	698	672	702	588	356	650	618	412	438	658	450	684	16,450
13:00~14:00	420	530	424	372	618	426	388	430	440	406	384	624	640	424	696	446	424	376	622	738	484	430	382	354	354	600	388	458	422	468	680	14,848
14:00~15:00	416	420	406	328	626	420	426	438	410	442	608	618	424	452	420	408	462	368	604	452	464	440	354	350	346	344	434	428	412	456	660	13,836
15:00~16:00	416	400	388	338	632	410	396	426	420	410	624	622	388	410	402	388	418	354	616	412	444	374	362	380	376	342	424	422	434	684	680	13,792
16:00~17:00	360	528	376	376	612	396	382	550	646	380	622	610	376	354	390	654	624	386	652	428	444	404	380	344	348	388	362	400	442	692	642	14,528
17:00~18:00	384	620	346	348	604	630	360	622	612	390	606	612	594	632	354	630	640	346	378	380	402	362	332	354	362	338	400	364	356	614	530	14,502
18:00~19:00	592	612	382	352	638	598	600	626	638	336	636	610	626	600	600	646	608	628	382	664	654	618	376	344	354	380	348	372	396	644	396	16,256
19:00~20:00	658	626	464	590	626	636	628	636	626	624	630	634	594	626	628	624	634	632	598	634	648	636	342	358	356	340	378	362	598	618	398	17,382
20:00~21:00	608	642	648	644	626	594	628	648	660	632	638	388	622	594	618	670	600	632	656	652	646	386	626	366	618	620	602	620	646	644	382	18,556
21:00~22:00	634	632	602	612	606	530	616	632	608	536	618	364	620	638	626	620	660	612	618	650	652	386	608	348	626	608	644	632	624	606	370	18,138
22:00~23:00	608	480	620	626	626	354	368	486	384	346	520	350	640	584	596	614	368	390	638	506	626	352	618	352	388	642	612	616	612	630	356	15,910
23:00~24:00	362	384	348	586	344	338	334	358	338	334	380	374	358	588	628	396	348	380	362	384	420	370	482	344	336	486	600	628	604	370	346	12,910
合計	12,140	12,402	11,176	10,342	12,052	11,406	10,574	12,308	12,184	10,454	10,798	10,350	11,880	10,738	11,544	12,128	12,260	10,748	10,712	12,350	12,334	11,166	10,090	8,786	9,792	10,062	10,958	11,234	11,894	12,578	11,752	349,192

令和2年6月

6月分	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)	8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)	13日(土)	14日(日)	15日(月)	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)	20日(土)	21日(日)	22日(月)	23日(火)	24日(水)	25日(木)	26日(金)	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	総合計
00:00~01:00	626	606	586	592	336	344	360	626	628	620	608	592	360	376	584	626	594	390	596	624	374	582	358	600	626	588	610	584	586	590	16,172
01:00~02:00	584	596	588	598	330	334	332	580	588	600	596	588	342	328	348	592	590	360	610	348	346	590	336	590	606	588	588	584	578	592	15,230
02:00~03:00	578	580	582	610	324	354	328	582	476	592	346	338	594	324	340	582	608	334	596	334	326	602	336	592	346	338	584	364	612	336	13,834
03:00~04:00	338	338	346	586	334	338	330	338	336	592	336	330	598	330	342	346	584	340	338	334	330	338	338	590	340	336	342	330	332	332	11,362
04:00~05:00	324	330	338	344	344	334	330	324	340	344	342	358	590	324	336	336	350	336	358	338	326	330	334	348	362	360	340	332	330	334	10,416
05:00~06:00	326	322	330	334	466	330	324	330	336	332	336	338	582	326	446	338	332	336	362	336	454	334	336	360	350	328	328	348	332	328	10,660
06:00~07:00	612	602	620	598	590	578	328	600	610	602	602	566	470	574	602	628	598	606	576	592	602	612	614	590	588	574	610	598	352	610	17,304
07:00~08:00	618	638	598	628	620	634	600	622	592	618	596	628	474	614	624	604	644	630	624	622	612	616	634	636	628	656	610	600	620	604	18,444
08:00~09:00	632	632	640	602	604	602	612	644	650	640	650	600	594	586	632	656	628	618	600	592	588	652	672	666	620	634	644	614	658	656	18,818
09:00~10:00	642	674	654	628	620	620	612	684	620	674	658	638	630	598	690	660	698	688	638	624	626	682	670	648	666	676	592	584	696	660	19,450
10:00~11:00	664	654	654	610	698	624	626	656	690	678	696	694	608	610	680	686	666	656	672	606	588	672	676	548	682	712	600	632	672	662	19,572
11:00~12:00	674	682	696	626	654	598	604	668	668	704	666	660	626	582	710	696	710	684	640	622	628	702	674	652	658	660	620	608	718	686	19,776
12:00~13:00	362	612	628	600	660	616	626	662	652	640	636	666	626	602	684	706	694	662	644	598	602	666	650	660	660	660	604	640	684	454	18,856
13:00~14:00	412	692	684	422	648	596	604	678	704	694	668	678	340	594	700	688	672	404	658	618	610	680	730	680	644	424	516	592	714	472	18,216
14:00~15:00	162	674	666	418	670	384	644	690	690	664	408	680	364	584	690	678	696	438	686	630	632	702	694	688	668	480	344	588	686	440	17,438
15:00~16:00	266	674	652	416	662	346	604	690	670	662	414	666	332	612	668	692	708	410	646	610	592	682	700	746	704						